

大阪公立大学等授業料等支援制度 申請手続きQ&A 目次

※こちらは大阪公立大学等授業料等支援制度の申請手続きに係る Q&A です。

制度に関する Q&A・生計維持者に係る Q&A は大阪府 Web サイトをご確認ください。

大阪府 Web サイト><https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukushutosuishin/shin-musyoka/index.html>



<用語の解説>

【府の制度】とは、「大阪公立大学等授業料等支援制度」をいう。

【国の制度】とは、「高等教育の修学支援新制度」をいう。

■【国の制度】の申請について

[Q1:【国の制度】とはなんですか？](#)

[Q2:【府の制度】の支援を希望しています。【国の制度】は支援対象とならない世帯です。なぜ支援対象となり得ない【国の制度】にも申請が必要なののでしょうか？](#)

[Q3:すでに【国の制度】の支援対象者に認定されています。【国の制度】への同時申請は必要ですか？](#)

[Q4:貸与奨学金\(日本学生支援機構\)を利用しています。【府の制度】のみの申請でいいですか？](#)

[Q5:前大学で【国の制度】の支援を受けていました。大阪公立大学では【国の制度】に申請はできないと言われました。【府の制度】で授業料全額無償となりますか。](#)

■マイナンバーの提出について

[Q6:【府の制度】は所得制限が撤廃されていますが、マイナンバー情報の提出は必要ですか？](#)

[Q7:マイナンバー提出書のセットの封筒に「マイナンバーを利用した申請は、原則として、地方住民税の申告が必要です。」と記載がありますが、学生本人が申告するのですか？](#)

[Q8:マイナンバーの提出が必要な生計維持者とは収入のある親のことを指すのでしょうか。父が働き家計を支えています。母は専業主婦のため収入はありません。この場合、マイナンバー提出が必要な生計維持者は父のみでよいですか？](#)

■「学修計画書」の提出について【学部・学域生】

[Q9:学業成績に関する要件について、2年次以上の在学生については GPA が上位1/2以上、その年度の新入生であれば高校の評定平均3.5以上という要件を満たせば、学修計画書の提出は不要なののでしょうか？](#)

■申請必要書類の提出について

[Q10:単身赴任期間証明書について、申請受付日に提出が難しいのですが、その書類のみ遅れて提出することは可能ですか](#)

■結果通知について

Q11:結果の確認方法を教えてください。

■【国の制度】との関係について

Q12:税制上、生計維持者に扶養される子どもが3人以上の多子世帯です。【国の制度】のみ申請すればいいですか？ 府の制度に申請する必要はないでしょうか？

■利用中の他の経済支援制度について

Q13:現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用して授業料を納付しています。【府の制度】の申請要件に該当しているので、貸与型奨学金は継続しなくてもよいでしょうか？

Q14:現在、他の奨学金制度を利用しています。【府の制度】との併用は可能ですか？

■その他

Q15:【府の制度】の支援を受けていましたが、成績不良により今年度は支援が「停止」となっています。【府の制度】には申請できますか？

Q16:今年度4月の新入生です。前期に新規申請できませんでした。後期に新規申請出来ますか？前期授業料納付分も返ってきますか？

Q17:新規申請で【府の制度】の支援対象者となれば、卒業までずっと授業料が全額無償になりますか？

大阪公立大学等授業料等支援制度 申請手続きQ&A

■【国の制度】の申請について

Q1:【国の制度】とはなんですか？

A1:【国の制度】とは「高等教育の修学支援新制度」を指します。返還不要の給付奨学金と授業料減免がセットになった国の支援制度です。日本学生支援機構の貸与奨学金(第Ⅰ種、第Ⅱ種)は【国の制度】とは異なります。

Q2:【府の制度】の支援を希望しています。【国の制度】は支援対象とならない世帯です。なぜ支援対象となり得ない【国の制度】にも申請が必要なのでしょう？

A2:【府の制度】は【国の制度】の上に成り立つ制度です。所得制限は撤廃されましたが、【府の制度】の支援区分に該当するか(【国の制度】の支援区分に該当しないこと)の確認のため【府の制度】新規申請時には、【国の制度】の同時申請が必要となります。家計・扶養状況が明らかに【国の制度】に該当していない場合であっても、【国の制度】への申請が必須となります。

Q3:すでに【国の制度】の支援対象者に認定されています。【国の制度】への同時申請は必要ですか？

A3:すでに【国の制度】の支援対象(支援区分外も含む)となっている方は同時申請の必要はありません。【府の制度】のみ申請してください。

Q4:貸与奨学金(日本学生支援機構)を利用しています。【府の制度】のみの申請でいいですか？

A4: 貸与奨学金(日本学生支援機構)は【国の制度】とは異なります。【国の制度】と【府の制度】の両制度に同時申請してください。

Q5:前大学で【国の制度】の支援を受けていました。大阪公立大学では【国の制度】に申請はできないと言われました。【府の制度】で授業料全額無償となりますか。

A5:【国の制度】は大学課程において、過去に利用している場合、再度の申請はできません。また、【府の制度】は国の上に成り立つ制度のため、【府の制度】にも申請できません。

■マイナンバーの提出について

Q6:【府の制度】は所得制限が撤廃されていますが、マイナンバー情報の提出は必要ですか？

A6:【府の制度】の支援区分に該当するか(【国の制度】の支援区分に該当しないこと)の確認のため、学部・学域生はマイナンバー情報の提出が必要です。【府の制度】対象の大学院生は提出不要です。

Q7:マイナンバー提出書のセットの封筒に「マイナンバーを利用した申請は、原則として、地方住民税の申告が必要です。」と記載がありますが、学生本人が申告するのですか？

A7: 課税対象となる所得のある方が年末調整や確定申告を行っていない場合、マイナンバーで課税情報の確認が出来ませんので、市町村役場において申告が必要となります。課税対象となる所得のない方については、いずれか一方の生計維持者の税制上の扶養に入られていることが確認できる場合は、申告の必要はありません。

Q8:マイナンバーの提出が必要な生計維持者とは収入のある親のことを指すのでしょうか。父が働き家計を支えています、母は専業主婦のため収入はありません。この場合、マイナンバー提出が必要な生計維持者は父のみでよいですか？

A8: 本制度での生計維持者の定義は原則、父母(ひとり親の場合はその一方)です。収入の有無・多寡は問いませんので、ご両親お二人と学生本人のマイナンバーを提出してください。

■「学修計画書」の提出について【学部・学域生】

Q9:学業成績に関する要件について、2年次以上の在学生については GPA が上位1/2以上、その年度の新入生であれば高校の評定平均3.5以上という要件を満たせば、学修計画書の提出は不要なのでしょうか？

A9:本学において「学修計画書」は成績に関わらず、申請者全員に提出いただいています。新規申請フォーム提出時にオンライン上で必要事項をご入力いただきます。

■申請必要書類の提出について

Q10:単身赴任期間証明書について、申請受付日に提出が難しいのですが、その書類のみ遅れて提出することは可能ですか？

A10:提出に該当する書類は原則すべて、申請受付時に提出してください。ただし、やむを得ない理由で提出が出来ない場合は、事前に学生課に連絡のうえ、申請受付時に提出可能日をお知らせください。

■結果通知について

Q11:結果の確認方法を教えてください。

A11: 大学から付与されている OMU メールアドレスあてに通知します。結果通知の時期、入学料、授業料等の取扱いについては申請案内をご確認ください。

■【国の制度】との関係について

Q12:税制上、生計維持者に扶養される子どもが3人以上の多子世帯です。【国の制度】のみ申請すればいいですか？【府の制度】に申請する必要はないのでしょうか？

A12:在学中、毎年度秋に行われる支援区分見直しで、同一の生計維持者に扶養される子どもの人数が3人以上に変わりがないことが確定している場合は、【府の制度】の実質的な支援対象となることはありませんので、【国の制度】のみの申請で構いませんが、扶養される子どもの人数が減少(3人未満)になる可能性がある場合は、【国の制度】・【府の制度】両制度への申請を推奨します。

■利用中の他の経済支援制度について

Q13:現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用して授業料を納付しています。【府の制度】の申請要件に該当しているので、貸与型奨学金は継続しなくてもよいのでしょうか？

A13:現時点の判断ではなく、【府の制度】の減免結果通知後にご検討いただくことを推奨いたします。申請結果の通知時期については、申請要領をご確認ください。

Q14:現在、他の奨学金制度を利用しています。【府の制度】との併用は可能ですか？

A14: はい、可能です。給付型・貸与型を問わず、【府の制度】では併用の制限はありません。ただし、民間団体奨学金では、授業料減免制度との併用不可と定めている場合がありますので、ご自身でご確認のうえ申請を検討してください。

■その他

Q15:【府の制度】の支援を受けていましたが、成績不良により今年度は支援が「停止」となっています。【府の制度】に申請できますか？

A15:今年度末の成績の適格認定において、「継続」相当の成績に回復されていることが確認された場合は、次年度より支援再開となります。大学で確認を行い支援再開の対象となられた場合は、3月に学生課より必要な手続きをご案内します。なお、今年度の成績の適格認定において「継続」相当の成績への回復がみられない場合は、「廃止」となり、以後卒業まで【府の制度】の支援を受けることはできません。

Q16:今年度4月の新入生です。前期に新規申請できませんでした。後期に新規申請出来ますか？前期授業料納付分も返ってきますか？

A16:はい、申請可能ですが、過去に遡っての支援はありませんので、新規申請以降の授業料に対して認定区分に応じた支援が行われます。ただし、入学料については、入学年度の前期(4月)に申請された方のみが対象となりますので、後期申請では適用されません。

Q17:新規申請で【府の制度】の支援対象者となれば、卒業までずっと授業料が全額無償になりますか？

A17:新規申請で支援対象者と認定された後は、年に1度の継続手続きを実施し、支援対象者としての要件を確認します。継続手続きを所定の期間内に行わない場合や支援対象となる要件を満たさなくなった場合は、支援は停止又は、廃止されます。また、【府の制度】は【国の制度】の上に成り立つ制度のため、学部・学域生については、【国の制度】の支援区分に該当する部分の支援は【府の制度】では行いませんので、授業料全額免除となるためには、状況に応じて【国の制度】への申請が必要になります。